

高額医療・高額介護合算療養費の 申請書を発送します

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

高額医療・高額介護合算制度とは、医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の自己負担額を合算した額が下記の自己負担限度額(年額)を超えた場合に、申請により限度額を超えた分が各保険者から支給されるものです。

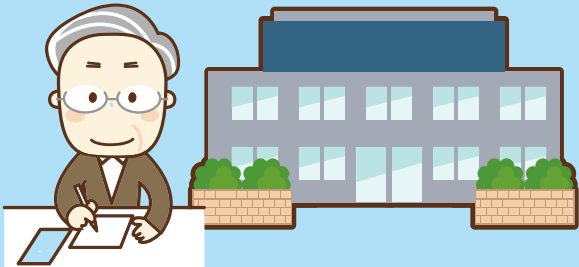
●自己負担限度額(年額)

負担割合	所得区分		後期高齢者医療分と 介護保険分を合算した限度額
3割	現役並み 所得者	Ⅲ 市町村民税課税所得690万円以上の被保険者 及びその被保険者と同一世帯の被保険者	212万円
		Ⅱ 市町村民税課税所得380万円以上の被保険者 及びその被保険者と同一世帯の被保険者	141万円
		Ⅰ 市町村民税課税所得145万円以上の被保険者 及びその被保険者と同一世帯の被保険者	67万円
1割	一般		56万円
	市町村民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

※限度額を超える額が500円以下の場合、支給されません。
※区分Ⅰに該当し、世帯内に介護保険の受給者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なる場合があります。

支給対象となる可能性が高いかたには、3月下旬から4月にかけて、広域連合から申請書をお送りする予定ですので、お住まいの市(区)町村の窓口へ提出してください。

※支給には申請から3～4か月前後かかります。
※平成30年8月から令和元年7月までの間に転居された等の理由により、申請書に添付書類が必要になる場合があります。必要な添付書類は、申請書に同封する書類で案内しますのでご確認をお願いします。添付書類に不備があると支給が遅れることがありますのでご注意ください。



⚠ 還付金詐欺にご注意ください!

千葉県内で、市(区)町村・金融機関などの職員を名乗った還付金詐欺が多発しています。
「お金が戻るのでATMへ行ってください」は詐欺です。
少しでもおかしいと感じたら、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署などにご相談ください。

犯行の手口 (一例)
市(区)町村・金融機関の職員をかたり「医療費の還付金が発生しており書類を送ったが手続きが済んでいない。申請期限が過ぎているが、今日であればATMで還付の手続きができる」等と言ってATMへ誘い出す。その後、ATMを操作させて、知らないうちに振り込ませて現金をだまし取る。



還付金詐欺にあわないために



口座番号、暗証番号などの
個人情報教えない。



相手の身分(所属など)や
氏名を確認する。



一人で判断せず、家族や最寄りの
警察署などに相談する。



留守番電話に設定し、電話に出る前に
声から相手を確認する。
(犯人は通話の録音を嫌います。)